

「緑の募金」企業協賛の森づくり事業助成要領

1. 対象団体

ボランティア団体、緑化団体、地域住民で組織する団体、小中高等学校及び教育機関・PTA等の教育関係団体とする。

2. 対象事業

(1) 対象地及び規模（助成対象基準）

①対象地：公共施設、社会福祉施設、学校施設及び一般に開放され地域住民が広く利用する里山等。
ただし、個人所有の宅地は対象外とする。なお、事前に土地所有者の了解や許可等を受けた場所とする。

②規 模：「緑の募金」森づくり事業に準ずる。

(2) 活動内容

- ①植 樹 活 動 地拵え（用地造成）、樹木（花木を含む）の植え付け
- ②育 樹 活 動 施肥、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、倒木起こし、林内清掃、作業歩道の開設・修理等の森林環境整備のための作業
- ③普及啓発活動 緑化講習会・森林（自然）観察会・木工教室等の開催、普及啓発資料（チラシ等）作成等

3. 対象経費

(1) 助成対象とする経費は次によるものとする。なお、業者への一括委託は対象外とする。やむを得ず委託する場合は、必要最小限とすること。

※自主的なボランティア活動への支援が原則だが、活動を実施するなかで安全上問題が発生するなど、やむを得ず作業の一部を委託する作業のみ助成対象とする。

区 分	費 目
環境整備費	地拵え及び簡易な作業費（委託料を含む）、土壌改良材購入費、その他資材購入費等
活 動 費	作業器具整備費 作業用動力機器（下刈機、チェーンソー等）の購入費（総額3万円以内）及び借上げ費、作業器具（唐鍬・ナタ等）の購入費、作業用動力機器の燃料費、メンテナンス資材（砥石、潤滑油等）の購入費、安全・衛生用品（ヘルメット、防護メガネ等）の購入費 等
	その他活動費 安全・技術等講師報償費、指導者謝金（総額2万円以内）及び旅費、作業用具及び車両等借上費、通信運搬費、資料作成費、印刷費、消耗品費、保険料、普及啓発資材費、会場設営費 等
苗木等購入費	原則として小苗（H=3m以下）、園芸資材（支柱、薬剤等）購入費
看板購入費	「企業協賛の森づくり」啓発看板（看板の規格・形状は交付決定通知の際に別途指示する）

(2) 対象外経費

全事業共通事項、注意事項の2「その他申請事項に際しての注意事項について ①のとおり。

ただし、上記および上記以外の内容であっても協賛企業の下承を得られれば対象とする。

4. 助成金額

事業の助成額は上限30万円を標準とする。ただし、事業実施主体の申出等により協賛企業から承諾があった場合は、この限りでない。なお、申請・助成決定額は千円単位とし、端数は切り捨てとする。

5. 事業の申請及び決定

企業協賛の森づくり事業は、企業自らが森林整備に取り組む参加型の社会貢献活動であり、その実施計画は、企業との調整を経て、企業の意向を十分反映した内容で樹立される。実施団体は、その計画内容を踏まえて、助成申請書（様式1）を作成し緑推へ提出する。緑推は、申請書の内容を審査し、予算の範囲内で助成金額を決定し、交付決定通知書を実施団体へ通知する。

6. 事業の変更・中止申請

交付決定された助成金の額や内容等が大幅に変わる場合、またはやむをえず事業を中止したい場合は、速やかに緑推と協議し、指示があれば変更申請書または中止申請書（様式2）を、緑推に提出する。

7. 実績報告

事業実施団体は、事業が完了したときは、完了日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式3）および活動報告書（様式4）を緑推に提出する。

また、実績報告書には次の資料を添付すること。

- ・助成請求経費にかかる請求書又は領収書の写し
- ・写真（啓発看板・標柱及び着手前・竣工・作業中）
- ・実施位置図（1/10,000～1/50,000）及び平面図（1/500～1/2,500）
- ・助成金の振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が記載のページ）
- ・活動を紹介した新聞記事、会報などの写し
- ・協賛企業への礼状

8. 助成金の交付

緑推は、実績報告書を審査の上、助成額を確定し、確定額を団体の指定口座に支払う。

9. 検査について

緑推は、必要に応じて検査を行う。

10. 関係書類等について

事業にかかる関係書類等は2年間保存する。

11. 書類の提出期限等

- | | | |
|---------------|-----------|----------------------|
| (1) 事業申請書 | 実施団体から緑推へ | (随時) |
| (2) 交付決定 | 緑推から実施団体へ | (随時) |
| (3) 変更・中止申請 | 実施団体から緑推へ | |
| (4) 実績報告書・請求書 | 実施団体から緑推へ | (事業完了後30日以内又は3月末日まで) |
| (5) 活動報告書 | 実施団体から緑推へ | (事業完了後30日以内又は3月末日まで) |

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日以降申請分から適用する。

この要領は、令和8年4月1日以降申請分から適用する。